

# 長良南町地区地区計画の都市計画変更について

岐阜市 都市建設部 都市計画課 地域整備係  
 〒500-8701 岐阜市今沢町18番地  
 電話 058-265-3906 , FAX 058-262-0512

## 1 位置図及び地区の概要



本地区は長良橋北詰に位置し、古くからの路線商業地が形成されている地域です。平成11年には、この地域の良好な住環境や景観を保全するため、利用の維持、保全を図るため、地区計画が定められました。

### ■ 現在地区計画に定めている事項（概要）

名称	長良南町地区	
細地区名称	A地区 (用途地域：商業地域)	B地区 (用途地域：第2種住居地域)
建築物等の用途の制限	建築してはならないもの 1 劇場、映画館 等 2 個室付浴場 3 マージャン屋、ぱちんこ屋 等	建築してはならないもの 1 マージャン屋、ぱちんこ屋 等
建築物等の高さの制限	1 建築物の最高高さ 31m 2 敷地の盛土高 道路面から1m	
垣又はさくの構造	周辺環境との調和に配慮した生け垣、板塀、土塀等とする	
建築物等の形態・意匠の制限	1 広告板類に関する事項 2 建築物等の色彩に関する事項	

## 2 風営法及び建築基準法の改正

平成28年6月、ダンスに対する国民の意識の変化等を踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」（ナイトクラブの一部及びダンスホール）を風俗営業から除外する規制緩和が行われました。

また、これに伴い建築基準法での建築制限についても同様の趣旨の改正が行われ、風俗営業から除外されたナイトクラブ及びダンスホールの取扱いが変更されています。

### ■ ナイトクラブとは

客にダンスをさせ、かつ客に飲食をさせる営業（旧風営法による定義）

※建築基準法の改正により、客席における照度が10ルクスを超えるものについて、「風俗営業施設」から「劇場、映画館等」と同等の立地制限に変更となりました。

## 3 地区計画の変更概要

建築基準法の改正に合せ、劇場、映画館等と同様にナイトクラブを立地制限の対象とします。

	地商業	地区計画による制限 (A地区)	
		変更前	変更後
住宅、共同住宅 等	○	○	○
店舗、事務所 等	○	○	○
キャバレー	○	○	○
料理店 等	○	○	○
ナイトクラブ	○	○	×
ダンスホール	○	○	○
個室付浴場	○	×	×
マージャン屋、ぱちんこ屋 等	○	×	×
劇場、映画館 等	○	×	×
カラオケボックス 等	○	○	○
ボーリング場 等	○	○	○

○：建築可 ×：建築不可

## 4 地区計画の変更手続き

